

平成 23 年 10 月 11 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名 執行役員 丸子 祐一
(コード番号: 8959)
資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗原 洋二
問合せ先 NOF投資責任者 津賀 健司
TEL. 03-3365-0507

資産運用会社の合併に伴う

不動産等案件情報に関するローテーション・ルールの変更に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社（注）である野村不動産投資顧問株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、平成 23 年 8 月 25 日付臨時株主総会決議に基づき、平成 23 年 10 月 1 日をもって、資産運用会社を存続会社として、野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社（以下「野村不動産インベストメント・マネジメント」といいます。）及び野村不動産投資顧問株式会社と合併（以下「本合併」といいます。）いたしました。これに伴い、資産運用会社は本日開催の取締役会において、不動産等案件情報の取扱いに関する社内規程に定める不動産等案件情報の取得検討の優先順位を定めるローテーション・ルールを平成 23 年 7 月 6 日付「資産運用会社である野村不動産投信株式会社の合併及び商号変更に関するお知らせ」のとおり変更することを決議しましたので、お知らせいたします。

（注）資産運用会社の商号は、平成 23 年 10 月 1 日より、野村不動産投信株式会社から野村不動産投資顧問株式会社に変更しています。

記

1. 変更の経緯及び概要

平成 23 年 7 月 6 日付「資産運用会社である野村不動産投信株式会社の合併及び商号変更に関するお知らせ」のとおり、本合併に伴い、合併消滅会社である野村不動産インベストメント・マネジメントと合併存続会社である資産運用会社との平成 15 年 10 月 14 日付「不動産売却情報の取り扱いに関する覚書」は、合併の効力発生日付で消滅しております。

資産運用会社においては、同社が運用を受託する本投資法人を含む各ファンド間の物件取得機会の競合に対処し、恣意的な物件情報の配分を防止するため、不動産等案件情報の取扱いに関するローテーション・ルールを採用しておりますが、上記覚書の消滅に関連して、従来上記覚書に基づいて本投資法人に優先提供されてきた不動産等案件情報（注）についてもローテーション・ルールを適用するものです。

（注）主たる用途がオフィスである不動産等案件情報（所有者等の意向等により提供できないものを除く。）のうち、①三大都市圏、政令指定都市又はこれらに準ずる都市に所在し、②延床面積が 3,000 坪以上であり、③新耐震基準もしくはこれと同水準以上の耐震性能（PML20 パーセント未満）を有する、又は短期間の工事により耐震性能がかかる水準に達することが可能と見込まれるものであり、④当該不動産等案件情報取得時点において賃貸可能面積の 90 パーセント以上が賃貸され、かつ、かかる時点から 6 ヶ月後においても、賃貸可能面積の 90 パーセント以上が賃貸されていると見込まれる不動産等案件情報

2. 今後の見通し

本件による本投資法人の平成 23 年 10 月期（平成 23 年 5 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日）の運用状況への影響は軽微であり、運用状況の予想の変更はありません。

資産運用会社といたしましては、本合併に伴う運用資産残高の拡大等を通じた資産運用会社の認知度、存在感等の向上、ひいては取引機会の拡大や交渉力の強化等により、本投資法人の投資主利益の向上に資するよう努力して参る所存です。

以上

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部
* 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-of.co.jp/>